## 感染症による出席停止について

下記の感染症に該当する場合は、学校保健安全法第19条に基づき、他の児童生徒に感染する恐れのある間は登校できません。なお、この期間は「出席しなくてよい期間」として取り扱います。

## <留意事項>

- 1 医療機関で感染症であると診断されましたら、その旨を学校にお知らせください。
- 2 医師の処置と指示に従い、治ゆ後、「感染症治ゆ報告書」を保護者の方が記入し担任にご提出ください。

W 14 E		・ <b>ゆ 報 告 書 (保護者記入)</b> 令和 年 月 日
学校長	様	年組 氏名
		保護者氏名
下記のと	おり報告します。 T	T
該当に 〇印	病 名	出 席 停 止 期 間 の 基 準 (ただし、No. 1~8は、病状により医師において感染の恐れがな いと認めたときはこの限りではない)
1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
2	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
3	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤によ る治療が終了するまで
4	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
5	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
6	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
7	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
8	咽頭結膜熱(プール熱、ア デノウイルス)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
9	結核	- 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
10	髄膜炎菌性髄膜炎	
11	腸管出血性大腸菌感染症	
12	流行性角結膜炎	
13	急性出血性結膜炎	
14	その他の感染症 (該当の病名に☑)	
	<ul><li>□ マイコプラズマ感染症</li><li>□ 感染性胃腸炎</li><li>□ への他(</li></ul>	□ 溶連菌感染症 □ RSウイルス感染症 □ 手足口病ルパンギーナ □ 伝染性紅斑 □ 突発性発疹 □ 帯状疱疹 )
· <u>受診</u>	した医療機関:	
・医師から指示された期間:令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		